

高速道路等におけるインターチェンジ閉鎖措置要領の制定について（例規通達）

みだしの措置要領を次のとおり制定したから誤りのないようされたい。

高速道路におけるインターチェンジ閉鎖措置要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）第33条の規定に基づき、高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、交通事故の発生等により、交通上危険が生じ、又は交通が渋滞するおそれがある場合におけるインターチェンジの閉鎖（以下「インター閉鎖」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2 閉鎖

高速道路におけるインター閉鎖は、次の各号に該当するときに行うものとする。

- (1) 交通事故の発生により、交通の危険が生じ、又は他の自動車の通行が不能若しくは著しく困難であるとき。
- (2) その他交通の危険の防止又は渋滞の緩和のため、特に必要があるとき。

第3 閉鎖事案の状況報告

インター閉鎖に該当する事案を認知した警察官は、直ちに交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）に事案の状況を報告し、インター閉鎖について必要な指揮を受けなければならない。

第4 閉鎖の決定

インター閉鎖の決定は、高速隊長が行うものとする。

第5 閉鎖決定に基づく措置

高速隊長は、インター閉鎖の決定をしたときは、直ちに次の措置をとるものとする。

- (1) 関東管区警察局に対し、事案の状況及び閉鎖区間を通報するとともに隣接県警察に対

して協力を要請すること。

- (2) インターチェンジを管轄する関係警察署に対して交通規制及び整理を要請すること。
- (3) 警察本部交通管制センターに対して事案の状況及び閉鎖区間を通報すること。
- (4) 東日本高速道路株式会社及び首都高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社等」という。）に自動車の流出、流入規制を行うための必要な機械及び人員の配置並びにブースにおける交通整理、広報等について協力を要請すること。

第6 相互の協力

インター閉鎖の決定がなされたときは、高速隊長、交通部交通指導課長、地域部地域総務課長及び関係警察署長は相互に協力して、インターチェンジ及びこれに関連する道路における交通規制並びに交通整理を実施し、交通の危険の防止と渋滞の解消に努めなければならない。

第7 閉鎖措置及び広報

インター閉鎖に当たる警察官は、高速道路株式会社等の社員と緊密な連絡をとり、交通規制資器材を効果的に活用し、迅速に閉鎖措置を講ずるとともに、閉鎖措置をとつたことの広報を積極的に行わなければならない。

策8 解除の措置

- 1 インター閉鎖の必要性がなくなつたと認めた警察官は、直ちに高速隊長に報告し、解除の指揮を受けなければならない。
- 2 インター閉鎖の解除の決定は、高速隊長が行うものとする。
- 3 高速隊長は、インター閉鎖を解除したときは、速やかに前記第5の関係機関に通報するものとする。

第9 高速道路株式会社等への協力

高速隊長は、高速道路株式会社等が行うインター閉鎖について協力要請を受けたときは、これと緊密な連携のもとに、必要な措置を講ずるものとする。

第10 記録

高速隊長は、インター閉鎖をしたときは、インターチェンジ閉鎖記録簿（別記様式）に必要な事項を記載するものとする。

実施日

この例規通達は、昭和47年11月1日から実施する。

実施日（昭和59年3月31日埼例規第15号・務）

この例規通達は、昭和59年4月1日から施行する。

実施日（平成4年8月31日埼例規第55号・務）

この例規通達は、平成4年9月1日から実施する。

実施日（平成12年9月29日埼例規第65号・総）

この例規通達は、平成12年10月1日から実施する。

実施日（平成17年9月22日交企第642号）

この通達は、平成17年10月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

別記様式（第10関係）

インターチェンジ閉鎖記録簿

月 日 ()		隊長		副隊長		補佐	
閉鎖日時	年 月 日	午	前後	時	分		
閉鎖解除日時	年 月 日	午	前後	時	分		
閉鎖区間							
閉鎖方法							
閉鎖理由 (原因)							
特異事項							
備考							